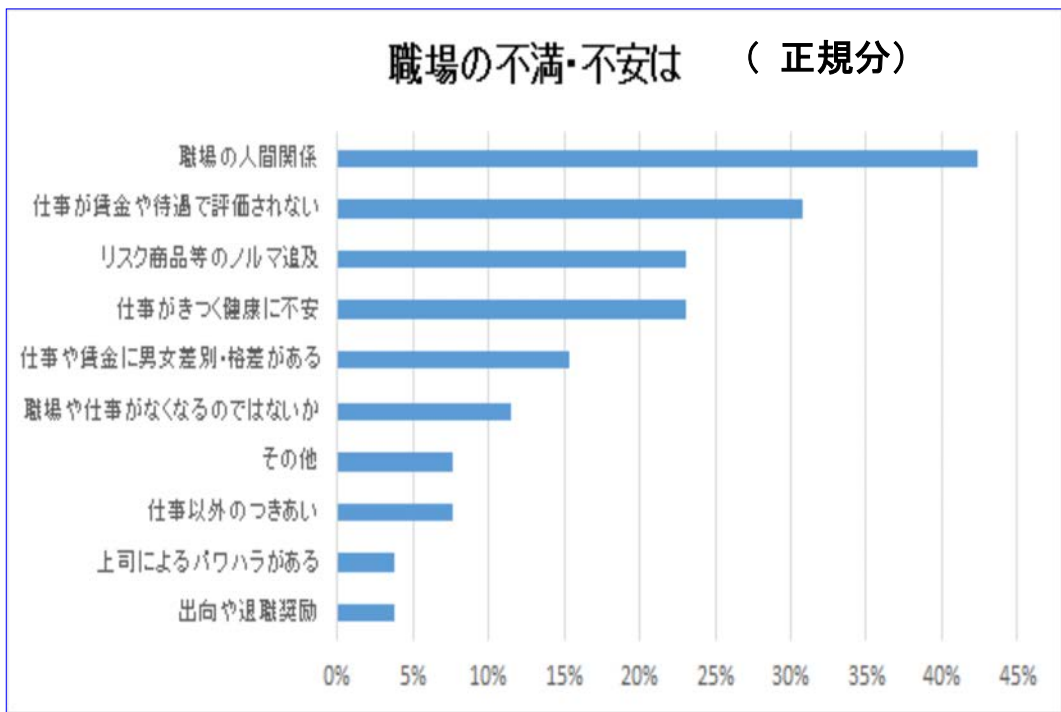
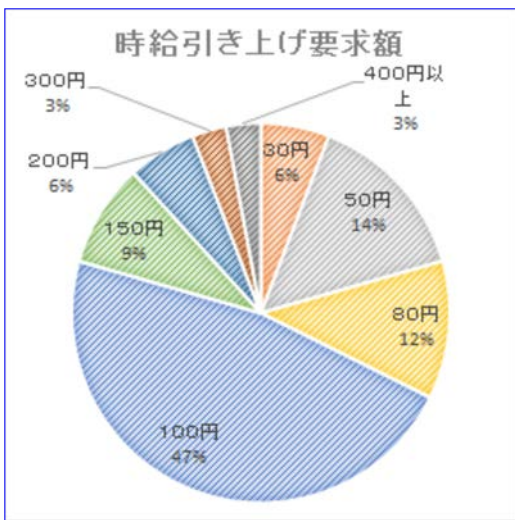
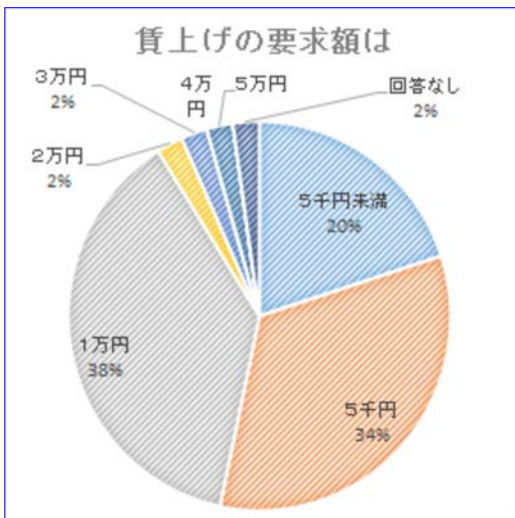


# 職場の不安・不満は「職場の人間関係」 「仕事が賃金や待遇で評価されない」

**賃上げ要求は八千円以上  
時給は100円以上**



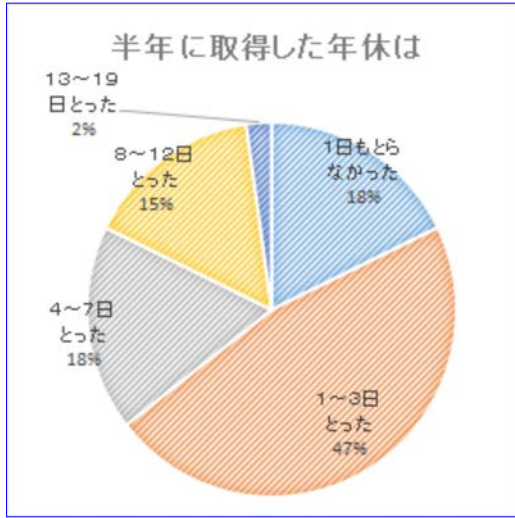
従業員組合が毎年秋に春闘に向けて取り組んでいる「職場と生活アンケート」。「非正規で働く仲間のアンケート」の年末現在の集計結果を報告いたします。ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げますとともに、2017春闘要求の組成や運動に生かし、その実現のために奮闘する決意です。また、アンケート集計数値は、金融労連や全労連などに反映され全国統一要求や政府交渉に活用されるものです。



〒520-0041  
滋賀県大津市浜町1-38  
滋賀銀行従業員組合  
TEL 077-521-2775  
FAX 077-525-5232  
Mail info@sbu-ffs.com  
URL http://sbu-ffs.com/

アンケートでは行員など正規雇用者（以降「正規」と表記）の平均要求額は8352円、パートさんなど非正規雇用者（以降「非正規」と表記）の時給引き上げ要求額は111円となりました。

この背景に「職場の不安・不満」に示された「仕事がきつ健康に



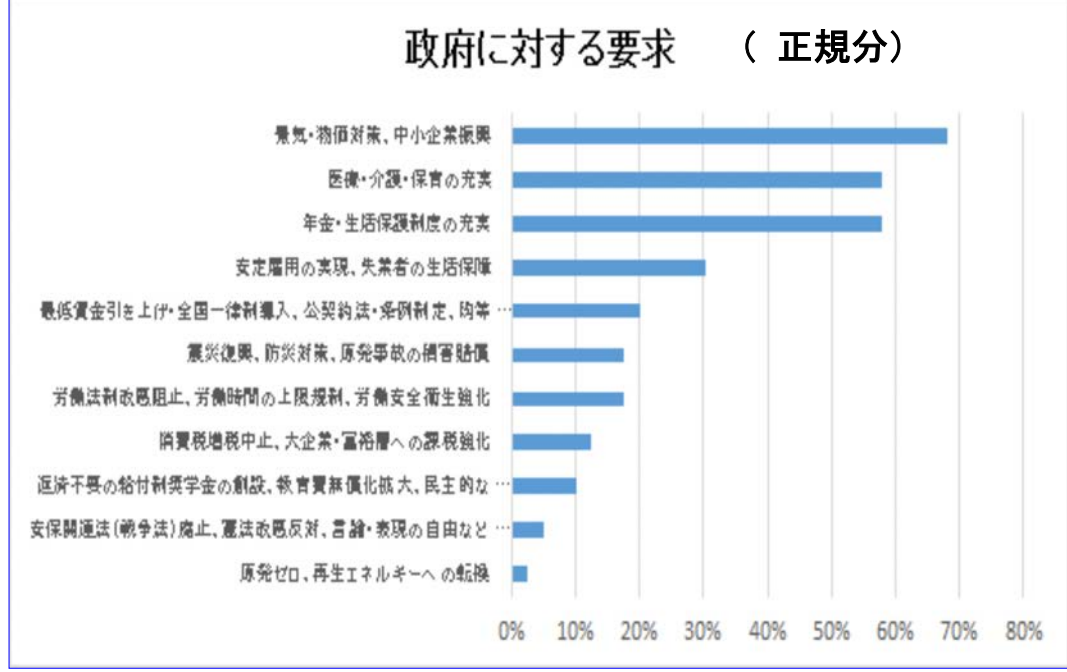
年次有給休暇の取得実績を問う質問に対する回答を見ると職場の実態が浮き彫りになっています。半年間に年休を1日も取得していない人が18%、3日以内では65%になっています。

## 年休が取れる職場に職場環境改善が急務

金融環境や収益力強化を優先するあまり、従業員の健康や権利が脅かされてはなりません。

また、生活実感に対する回答は、正規の9%が「ゆとりがある」と回答され、「かなり苦しい」「やや苦しい」とされた人は27%と3倍となっています。非正規は、同じ質問に対して「苦しい」と答えた方が42%に対し「ゆとりがある」3%となっています。

不安や「職場の人間関係」が上位にあることも注意すべき課題です。また、グラフは掲載していませんが昼休みの取得状況についても、「いつもきちんと取れる」が36%で、「あまり取れない」が7%、「だいたいとれる」が57%で、7割近くが不十分な昼食休憩の実態があり、時間外手当の支払いを問う質問では13%の方が「多少不払いがある」と答えておられます。



**景気・物価対策、中小企業振興  
医療・介護・保育の充実  
年金・生活保護制度の拡充**

# 近畿財務局大津財務事務所に 当面の「金融行政」に対する要請

12月15日、近畿財務局大津財務事務所に対し、次の5項目について「当面の『金融行政』に対する要請」を行いました。

1. 金融機関が新規融資・条件変更に積極的に対応するなど、厳しい状況に置かれている中小企業の経営支援・育成のため、金融円滑化を図るよう指導すること。
2. 金融リスク商品については、労働条件に過度に連動するような、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ（目標）はやめさせ、金融商品取引法を遵守させること。
3. 地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲性を強いる地域金融機関の合併再編を押し付けないこと。
4. 公益通報者を保護し、自主的な経営チェックが行えるような環境づくりを指導すること。
5. 金融機関の12月30日の休日化の実現に努力すること。



金融機関がリスク商品販売する際は、銀行法のみならず金融商品取引法や関連法令の遵守は間違いない。金融業者向けの監督指針、適合性の原則、法令、自主

要請している。金融を取り巻く環境が急激に変化していることは認識しているが、その中でも質の高い金融仲介機能を発揮していただきたいと方針にも書いている。

規制を守れば足りるということだけでなく顧客目線の業務運営を指導してきた。販売目標ノルマに関しては基本的に経営判断によるが、顧客本位の業務運営に関してはこれからも訴えるが、直接的な労使問題に関しては差し控える。

各金融機関は公益通報者保護法、民間事業者向けガイドラインに基づき内部規定を整備して通報者の保護をすべく書かれている通りである。金融庁財務局においては体制整備を行っている。公益通法自体は消費者庁の所管であり法の中身を話しできる立場でないが銀行法に基づく検査業務の中でコンプライアンス法順守に問題があれば注意をしていく。財務局本局に窓口を

3. については  
金融機関の合併に関して各金融機関の自主的な経

## 歴史に学び、 未来を志向する日本国憲法 誰にも分かる落語で憲法

12月11日、東近江市内において、安保法制の廃止をを求める湖東の会の主催で憲法学習会が行われました。学習会には、弁士に八法亭みややっこさん（飯田美弥子弁護士）を迎えて250人が集まり、地元の谷執行委員も参加しました。入り口で配布された印刷物の表題は「歴史に学び、未来を志向する日本国憲法」とあり、内容も「憲法とは何

か」「日本国憲法の理念」「自民党憲法草案の理念」等々と4頁、落語にレジェムかと戸惑いながら、実行委員会の挨拶を聞いていました。出陣子とともに噺が始まったとたん、「これから1時間半、笑って落語だけで憲法を分かるうなんてとんでもない、みなさんレジェムを出してくださいよ」の一喝に大爆笑。軽快な話術に乗せられた(?)90分があつという間でした。

### 平和主義の放棄など 危険な自民草案

三つ目のテーマは「自民党改憲草案の理念」でした。同草案の前文や条文などにある「国のために国民がある」とする「立憲主義の否定」や「公益及び公の秩序」による人権制約や「民主制への国の介入」「平和主義の放棄」などを「自民党草案の意地汚さ」を示し分かり易く笑いの中の説明が続きました。

### 国の形・あり様を 決める「憲法」

話は「『憲法』とはなにか？」と聖徳太子が制定した「一七条の憲法」から天皇主権を志向する「大日本憲法」から「日本国憲法」へと憲法の「そもそも論」から始まりました。

### 私が国の主人公である という自覚を持つ

最後に「自民党が望む改憲を阻止するために」として裁判所に訴えて違憲判決期待するのではなく「裁判所を動かす運動が不可欠」と話され「水戸黄門や大岡越前を待つのではなく、他力本願ではだめ!」「私が国の主人公であるという自覚を持つ」と「私の落語には落ちはない」と大きな拍手のなか噺を結ばれました。笑ってばかりだったのでもう一度資料を読み直し、微力でも悔いを残さない運動をしようと思えました。

## 沖縄・高江のたたかひの支援を! がっつていんならん! 森林伐採! 子どもらに本物の森を残してやろう

12月10日、長浜市内において長浜革新懇主催による「12・10沖縄連帯のつどいin六角館」が開催され山崎執行委員と清水さんが参加しました。

つどいは、グループ「あじくーたー」の沖縄・三線と島唄が始まり、つづいてドキュメンタリー映画「いのちの森・高江」が上映されました。

講演は、戦争法の廃止を求める大津京駅周辺住民の会の高田恵子さんが「沖縄・高江のたたかひに参加して」と題して同氏が今年の10月20日から参加された「高江



のたたかひ」について報告をされました。安倍自公政権は、アメリカに盲従し何があんでもオスプレイパッドを年内に完成しようとする横暴を重ねて

ます。沖縄の現状は、NHKなどマスコミで報道されていませんが、日々変化しています。沖縄県民が反対しているのではありませんか? いま沖縄で起こっていることは、「基地負担軽減」とは正反対のことで、米軍は、辺野古、高江、伊江島などの基地建設・強化によって、沖縄の海兵隊基地を世界への「殴り込み」の一大拠点として抜本的に強化・固定化しようとしているということがよく分かります。海外の侵略戦争への出撃基地を日本に置き続けることを許しているのか、沖縄と連帯して、安倍政権の横暴を告発して、行動を起こそうと参加者とともに誓い合いました。



もうけて通報者の対応に当たっており通報内容について真実と認められる場合は法に基づき厳正な対処をする。